自動車による営業を行う事業者・関係者の皆様へ　　令和７年６月１日

2025年6月1日以降、関西広域連合基準に基づくキッチンカーの営業許可を取得すれば、大阪府と和歌山県全域で営業が可能に！



　これまで大阪府と和歌山県で自動車で営業するには、それぞれの自治体で飲食店営業の営業許可が必要でした。

　この度、大阪府内自治体、和歌山県及び和歌山市で協定を締結し、**府・県のいずれかの自治体で「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」（以下、「連合基準」という）に基づく営業許可を取得した自動車については、府・県全域で営業（相互乗入れ）が可能となりました。**（許可証は従来どおり「○○市内一円」や「府内一円（政令指定都市及び中核市を除く。）」等と記載されています。）

1　大阪府と和歌山県全域で営業できる許可対象　※１

連合基準に基づく飲食店営業※２の許可を取得した自動車（キッチンカー）

※１　令和７年６月１日以降に連合基準を適用した営業許可を取得又は適用基準の変更届を行った自動車が対象となり、それ以外の自動車は適用対象外となります。変更届については裏面３(１)をご覧ください。
※２　自動車営業の許可業種として、令和３年５月31日以前には菓子製造業や喫茶店営業等もありましたが、食品衛生法の改正により、令和３年6月1日以降の営業許可では飲食店営業１つに整理されています。

2　新たに営業許可を取得される方の申請窓口（①、②のいずれか）



基地施設(※３)が大阪府内又は和歌山県内にある

はい → **①基地施設を管轄する自治体に申請**

いいえ → **②主たる営業地を管轄する自治体に申請**

※３　基地施設とは、申請様式１の設備の概要に記載する「一次加工所（仕込み場所）」又は「自動車（設備）保管場所」をいいます。



上記の窓口を原則としますが、申請先等についてご不明な点などがある場合は、各自治体にご相談ください。

★連合基準の許可を取得する方への留意点

１つの許可により大阪府と和歌山県全域で営業することができることにあたり、これまで各自治体で許可申請時（台帳作成）等に得ることのできた情報（許可証情報、図面、設備の概要、指導内容等）については、衛生確保の観点から、大阪府と和歌山県の自治体内で必要に応じて共有します。

既に大阪府・和歌山県内の自治体の許可をお持ちの方は裏面へ

3　既に大阪府・和歌山県内の自治体で営業許可をお持ちの方が相互乗入れをしたい場合

（１）令和3年6月1日から令和7年5月31日までに許可された営業許可証をお持ちの方

①許可の有効期限満了まで 1か月未満の方	許可を受けた保健所で、連合基準を適用した更新許可申請の手続きをしてください。
②許可の有効期限満了まで 1か月以上ある方	許可を受けた保健所で、連合基準適用への変更届を提出してください。（無料）

（２）令和3年5月31日以前（食品衛生法改正前）に許可された営業許可証をお持ちの方

①1つの保健所の営業許可証のみをお持ちの方	許可を受けた保健所で、連合基準を適用した継続新規許可申請の手続きをしてください。
②複数の保健所の営業許可証をお持ちの方	基地施設の所在地を管轄する保健所で、連合基準を適用した継続新規許可申請の手続きをしてください。 （基地施設が大阪府と和歌山県以外にある場合は、大阪府・和歌山県内の主たる営業地の保健所で手続きをしてください）

（２）の①②どちらの場合も、大阪府内で取得した許可のある方は、許可の有効期限内であれば、許可を受けた保健所でいつでも手続き可能です。大阪府内での手数料は、更新の手数料と同額です。
なお、食品衛生法改正により令和３年６月１日から自動車営業も食品衛生責任者の設置やHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が義務となっておりますのでご注意ください。

※（１）（２）いずれの場合も、基地施設移転等の事情があって、許可を受けた保健所以外で許可申請を希望する場合は、申請先の保健所に詳細をお問い合わせの上、連合基準を適用した新規許可申請の手続きをしてください。
なお、（１）（２）の方が令和7年6月1日以降に初めて更新・継続新規手続きをする場合、1回に限り令和3年6月1日から令和7年5月31日までの大阪府内基準を適用した許可を取得することができます。ただしその場合は、営業可能な地域は大阪府内だけに限られます。

4　申請にあたり注意してほしい点

新しい連合基準では、給水・廃水タンク容量で、取扱うことができる食品が従来のものと変わる場合があります。提供する食品、調理の工程数によって必要となる給水・廃水タンク容量が異なりますので、連合基準による取扱いを希望する場合は、実際に提供する食品、調理手順及び手続きについて申請先の保健所にお問合せください。
大阪府の飲食店営業に付帯的な魚介類の販売は、和歌山県内ではできませんのでご注意ください。

5　お問い合わせ先



◆申請相談窓口は、右の二次元コードの
大阪府ホームページからお調べください。

大阪府　大阪市　堺市　豊中市　高槻市　枚方市　八尾市　寝屋川市　吹田市　東大阪市